

- 池谷委員長 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。
当委員会に付託された議案は3件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、建設部、水道部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）
建設部所管の議案の審査に入る。
議第68号「焼津市道路線の廃止について」及び議第69号「焼津市道路線の認定について」は関連があるので一括議題としたいが、御異議はないか。（異議なし）
それでは、一括議題とし、当局の説明を求めらる。
（当局説明）
- 池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 須崎委員 開発行為による道路の廃止あるいは道路認定ということでご理解しましたけれども、五ヶ堀北幹線南線が廃止されることによって新しく起点、終点に変更になったという理解でよろしいんですかね。
- 新村土木管理課長 起点、終点がありますので、今回の認定に上げさせていただいております。
以上です。
- 須崎委員 もう一点、この道路認定に伴いまして、廃止あるいは認定されたことによって道路台帳の図面のほうの修正というのはいつごろになるのか、わかれば教えていただきたいと思ひます。
- 新村土木管理課長 道路台帳の修正につきましては、今回の認定のほうのご承認がいただければ、速やかに行う予定でございます。
以上です。
- 須崎委員 わかりました。
- 杉崎委員 素朴な質疑です。これ、こういうケースが開発に伴っていろんなところ出てくるんですけども、でも、延長されたら今度、長くなる、市道認定されると。その場合には道路工事及びその一覧表でというケースで延長しましょうというような理解でいいんですか。例えば、もとの、今度廃止路線にする部分は残しておいて、ここの、要するに路線の番号を1つにしたいものでこういうことをやるのか、追加で新しいほうだけ道路認定してそこへ追加していくよというような、そういうことはできないのか。これは問題じゃなくて、単純な疑問で。
- 新村土木管理課長 道路の認定に当たりましては、まず道路認定する場合には起点と終点というのが、これがもう確定されます。あと、場合によっては途中の重要な経路地帯がありまして、これは国道なんかですと、市道、浜松があつて焼津市とかとあるんですけども、今回、市内の場合ですと重要な経路地帯がないものですから、やっぱり基本的には路線名と起点、終点確定するという認識でいただければいいと思ひますけれども、今回の場合ですと、もう起点と終点というのが、例えばこれに追加するとなりますと起点、終点が変わるものですから、そうしますとやはり追加というよりも認定を新た

に取り直すということで、新しい長い路線のほうで起点、終点を認定させていただくという形になっております。

以上でございます。

○杉崎委員 ありがとうございます。

○秋山委員 直接、今回の議案のことではないんですけども、このように市道に認定したりとか認定を取り消したりとか、そうすることによって、例えば市道の距離によって交付金等が案分されるというような、計算のときに全てこれらが反映されるというふうに考えればいいんですか。

○新村土木管理課長 今、秋山委員のおっしゃられたのは、交付金の関係ですけども、やはり市道認定ということで、認定をしている延長によりまして交付金というものに密接にかかわってきますので、それにつきまして延長が伸びてそういったところに手続きをしておけば、その分交付金のほうの増になって、そこはもちろん、廃止されればその分も減るということで、そういった形での、それが全部交付金のほうに関連してくるということになっております。

以上でございます。

○秋山委員 そうしますと、私も議員になってからこういう認定、廃止というのがずっと繰り返されてきているんですけども、つまり開発行為がどんどん進むということは、その分、やはり市道の距離というのは傾向としてはずっとふえ続けていくことになるのでしょうか。

○新村土木管理課長 今、市道認定、今回分譲地開発の関係でありますけれども、開発によって路線が、こうして市道がふえてきますと、その分の延長というのが焼津市の市道としてどんどん加算されていきますので、やはり市道の延長としては伸びていく形にはなっております。

以上です。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第68号「焼津市道路線の廃止について」は全会一致、可決すべきものと決定

◇採決の結果、議第69号「焼津市道路線の認定について」は全会一致、可決すべきものと決定

○池谷委員長 以上で建設部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩（9：11～9：13）

○池谷委員長 会議を再開する。

水道部所管の議案の審査に入る。

議第65号「焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部

を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉崎委員 これ、施行の日からというのがあるけれども、その前に資格を取っている人の資格証の中には、この言葉が入ってくるわけ、今の資格になる、そういう選択科目を取った人のは。そうすると、それ以降の水道管理の試験を受けた方は、選択としてそれがなかったからそれを取ったものとみなすというのは理解できるんだけど、その前に試験を受けてそういう資格というか、これを取っている人は、今後、更新か何かでその文言は消えてくるとか何か、そういうことがあるのかしらというのを。
それと、それまでに取った人だって、今度は新しく今までできなかった仕事ができるようになるのかどうかというような、そこのところだけちょっと教えてください。
- 織原水道総務課長 施行日からということで、既に水道環境という科目が水道法施行規則では4月1日から施行されて、そこから水道環境というものがなくなってはおりますけれども、経過措置によってそれまでその水道環境で取得した方も遡及適用の必要を持たないように、該当になりますよということで遡及適用されていますので、経過措置がありますので、遡及適用する必要がないということでなっております。
- 曾根水道部長 多分議員がおっしゃっているのが、資格証みたいなやつに、いわゆる、その後、例えば以前、平成30年に水道環境を取った人が、ここに水道になってくださいというのが、次に更新したときにその水道環境とかはどうなるのかなというようなお尋ねですかね。
- 杉崎委員 それも含んで。
- 曾根水道部長 そうですね。なので、恐らく、済みません、その資格証というやつがどうなっているか、ちょっと僕もわからないんですけども、もし更新になれば、そのところでもって選択科目の関係は今度は上水道部門に統合されていますので、そういうふうな表記になると思いますけれども、ただ、そういう資格証があるかどうかというのは、多分免状が、恐らく弁護士さんとかあれみたいな感じなので。
- 杉崎委員 証だね。
- 曾根水道部長 建築証があるんですけど。建築証というか、技術士法ですね、技術士のいわゆる資格の免状みたいなものがあると思うんですが、その中で多分選択科目というのではないと思う。ただ、上下水道部門というのがあります。上下水道部門というのがそのほかにあって、その中にいわゆる選択科目として2つあったのが、それが合併というか、1つがなくなっちゃったので、多分免状の中の上下水道部門というの表記されていると思います。ただ、その次の二次試験の選択科目は多分表記されていないんじゃないかと。想像ですけども、そんなような形だと思います。
- 杉崎委員 資格者の利益に結びつけば、別に問題ない。多分そうしていると思うんだけど、ちょっとわからないもので。済みません。
- 曾根水道部長 済みません。
- 秋山委員 例えばこれは単純に選択する科目のカリキュラムというか、それが統合されたに過ぎなくて、内容でこれらについての知識とかそういったものは外しますよという、

そういうことではなく、単純に統合してまとめたのでということにすぎないと考えていいんですか。

○織原水道総務課長 それが統合されて、科目が幾つかに統合されて同じものになって資格要件になるので、なくなったわけではなくて、その中に含まれる形になっております。

○藁科委員 きょうの議案審査の内容ということで少しあれなんですけど、ここに書かれています文言の中のちょっとご説明をお願いしたいわけなんですけど、両方、旧にあって新にあって、1年以上の上水道に関する技術上の実務ということなんですけど、この1年間の技術上の実務というものと、今回の対象になる資格のところは整合的にはどのように解釈していいのか。この実務というのがその上段のことを差しているのか、全般的な実務のことを差しているのか、ちょっと中身についてご説明いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○織原水道総務課長 今、御質疑のありました1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験というのは、水道事業に技術職として携わった期間ということで考えております。

○藁科委員 その技術上の実務というのは、現場に実務的に携わったことを指す、技術者管理する者としてじゃなくて、例えば現場へ配置されると、そういう方と、ほかにも技術者が入った場合、その中で実務に携わったということの解釈になるわけですか。

○織原水道総務課長 現在の場合ですと、水道総務課と水道工務課がございまして、工務課のほうの技術、配管とかいろんなそういう技術的なほうの配置をされて、その期間を数えております。

○藁科委員 了解しました。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第65号「焼津市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 以上で水道部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会(9:23)